

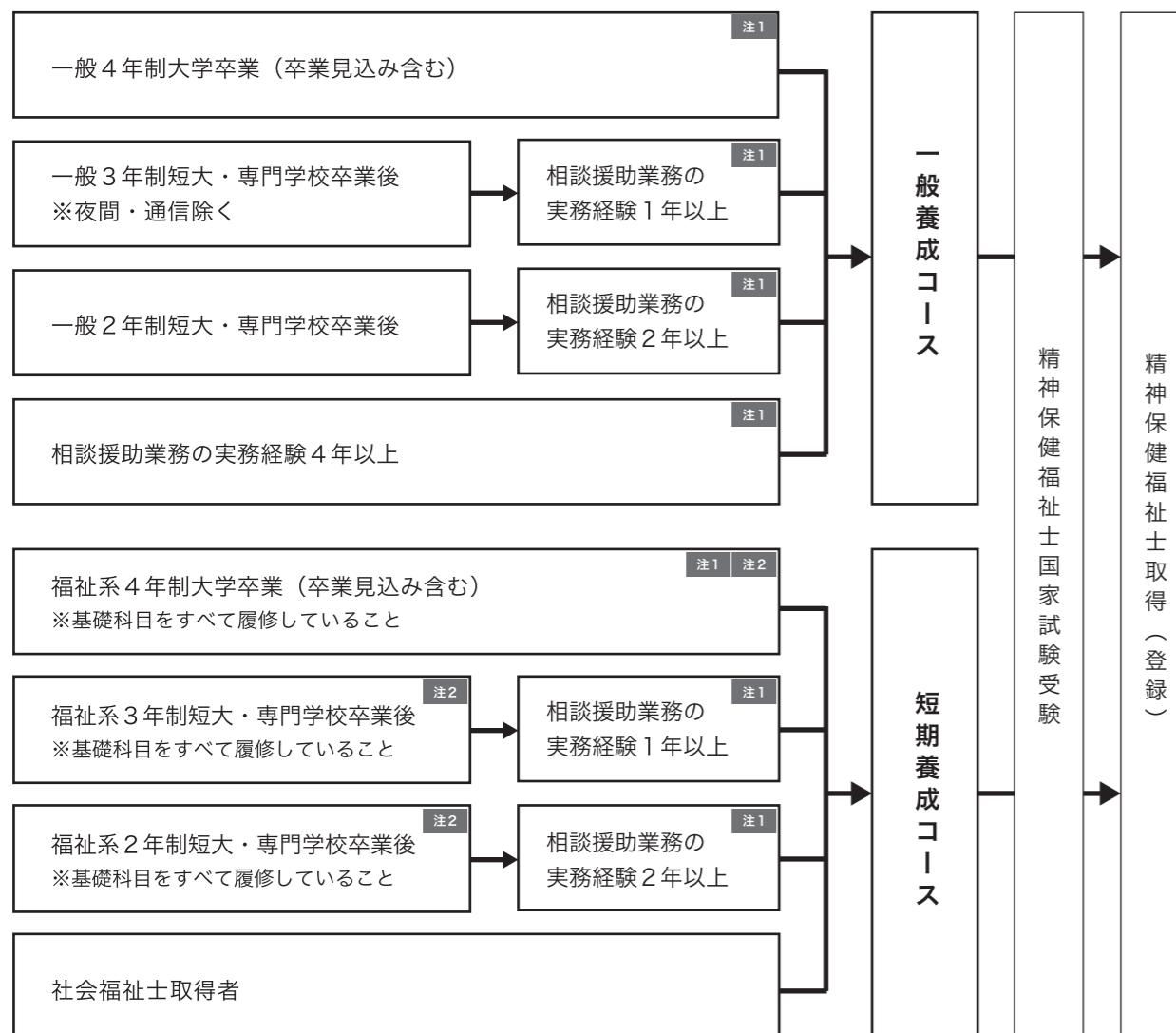
8. 精神保健福祉士通信科 入学要件

■入学要件について

本校精神保健福祉士養成課程では「一般養成コース」と「短期養成コース」を設置しており、各コースには入学要件があります。下表より該当の入学要件を確認してください。いずれも本校開講日前である2026年6月10日までに要件を満たしている必要があります。

本課程修了により国家試験受験資格を取得することができます。

入学要件一覧表



国家試験の詳細は公益財団法人社会福祉振興・試験センターホームページ (<http://www.sssc.or.jp/>) にてご確認ください。

【現場実習の履修について】

相談援助業務の実務経験が1年以上ある場合、現場実習の履修はすべて免除対象となります。

相談援助業務の実務経験については、13ページの「相談援助業務の実務経験および現場実習の履修について」をご確認ください。

注1

相談援助業務の実務経験および現場実習の履修について

精神保健福祉士における相談援助業務の実務経験とは、厚生労働省が指定する施設・事業所において、精神障がい者の社会復帰に関する相談援助の業務に従事した経験を指します。

実務経験は指定の「施設種類」、「職種」に当てはまる内容であることが必要であり、該当しない内容は実務経験として申請することはできません。

また、相談援助業務の実務経験が2026年6月10日までに1年以上ある場合は、現場実習の履修が免除となります。実務経験については、本冊子26ページも必ず確認してください。

必要年数

12ページの「入学要件一覧表」で示されている必要年数を、2026年6月10日までに満たしている必要があります。出願時点で必要年数に満たない場合でも、2026年6月10日までに満たす見込みである場合は出願することができます。

※該当施設設置者と雇用関係を有しており、該当施設の常勤者、もしくは労働時間が常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。

指定施設・職種

実務経験は対象になる施設・職種が指定されています。実務経験の対象になる施設・職種名は53~62ページを確認してください。該当の内容については、証明権者（該当の施設・事業所）が判断し「実務経験証明書」(31ページ)にて証明いただきます。

実務経験の認定

出願時に提出いただく「実務経験証明書」に基づき本校が審査を行います。

現場実習の履修

実務経験の期間が1年以上認められた場合、現場実習は免除となります。

注2

基礎科目履修について（短期養成コース）

短期養成コースの入学要件のうち、「基礎科目履修」に該当する場合、該当の基礎科目をすべて履修している必要があります。履修状況は、基礎科目を履修した学校に直接ご確認ください。

出願には、履修した学校の書式にて証明された「精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目履修証明書」が必要となります。

基礎科目一覧

社会福祉振興・試験センターホームページに遷移します

